

奈良県道路啓開計画協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「奈良県道路啓開計画協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大規模災害発生時における道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、奈良県における、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関する事。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関する事。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関する事。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関する事。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、関連道路管理者及び各種関係団体等(以下、「構成員」という。)をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は奈良県 県土マネジメント部長を、副会長は奈良国道事務所長をもって充てる。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙-1のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じ構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会は、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

(協議結果の尊重)

第5条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会及び協議会の資料等の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

2 協議会の配付資料及び議事概要は、遅延なく公開するものとする。ただし、道路啓開計画の作成に支障が生じる恐れがあるときは、協議会に諮り、配付資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は近畿地方整備局 道路部 道路管理課、奈良国道事務所 管理第二課、奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課とする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和8年6月9日から施行する。

奈良県道路啓開計画協議会 名簿

(順不同)

機 関	役 職	備 考
【道路管理者】		
近畿地方整備局 道路部	道路情報管理官	
近畿地方整備局 防災室	防災室長	
近畿地方整備局 奈良国道事務所	奈良国道事務所長	副会長
奈良県 県土マネジメント部	県土マネジメント部長	会長
西日本高速道路(株) 関西支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	保全サービス統括課長	
西日本高速道路(株) 関西支社 阪奈高速道路事務所	阪奈高速道路事務所長	
【関係機関】		
奈良県警察本部 交通部	交通部長	
陸上自衛隊 第4施設団 第3科	第3科長	
奈良県消防長会	警防・防災部会長	
奈良県 総務部 知事公室 防災統括室	防災統括室長	
奈良県 福祉保険部医療政策局 地域医療連携課	地域医療連携課長	
(一社) 奈良県建設業協会	会長	
(一社) 日本建設機械レンタル協会 関西ブロック	関西ブロック長	
(一社) 日本機械土工協会 近畿支部	支部長	
(一社) 日本自動車連盟 関西本部 ロードサービス部	部長	
(一社) 建設コンサルタンツ協会 近畿支部	奈良地域委員長	
(一社) 奈良県地質調査業協会	会長	
(公社) 奈良県測量設計業協会	会長	
関西電力送配電(株) 奈良本部 配電グループ	チーフマネジャー	
NTT 西日本(株) 奈良支店 環境デザイン室	室長	
(公社) 日本水道協会 関西地方支部 奈良県支部 奈良県広域水道企業団 事務局	事務局長	
大阪ガスネットワーク(株)	北東部事業部長	
(一社) 日本コミュニティーガス協会	事務局長	
【オブザーバー】		
中部地方整備局 北勢国道事務所	副所長	
奈良県 県土マネジメント部 道路建設課	道路建設課長	